

「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書（要旨）

○ 見直しにあたっての視点

各種統計によっても、少年非行が「増加・凶悪化」している事実はありません。また、非行に及ぶ少年には、家族などからの虐待を受けた者の割合が高いことが判明しています。今日の少年非行への対応策として必要なのは、厳しい刑罰を科すことではなく、少年が内面に抱える問題に対する働きかけです。重大事件を犯した少年も、少年院での処遇によって無事に社会復帰を果たしています。非行を犯した少年の可塑性に働きかけ、可能な限り教育を施すという保護主義・教育主義の理念（少年法1条）が、今こそ重要なのです。

○ 国会の付帯決議における検討項目について

1 少年が14歳以上であれば検察官への送致（逆送）を可能とした点は、従来の16歳以上という規定に戻すべきです。

14, 15歳の少年は、精神的・社会的に極めて未熟で、刑事裁判への対応も十分にはできません。また、年少期に重大事件を犯す少年は、それだけ内面に深刻な問題を抱えている場合が多く、刑罰を科すことによってその問題が解決されることはありません。国連の子どもの権利委員会も、刑事罰の対象年齢引き下げに懸念を表明しています。

2 いわゆる「原則逆送」を定めた法20条2項は、削除すべきです。

新設された法20条2項は、被害者の死亡という結果の重大さに着目して刑事処分をいわば原則化しており、非行を犯した少年の要保護性に着目して可能な限り教育を施すという少年法の基本理念との整合性に疑問があります。逆送率は急激に上昇しており、重大事件の審判で少年の要保護性を軽視する傾向が指摘されています。逆送後の刑事裁判・刑事処分も、少年の問題性を克服する手当てとしては不十分と言わざるをえません。国連の子どもの権利委員会も、刑事裁判を受け拘禁刑を受ける少年の増加に懸念を表明し、少年事件の刑事裁判所への移送を廃止する観点からの見直しを勧告しています。

3 検察官の審判への関与や抗告受理申立を定めた規定は、削除すべきです。

少年審判には伝聞証拠を排除する法則が採用されていないため、審判に検察官が関与すれば、少年を成人以上に不利な立場に置き、冤罪の危険性が高まります。非行事実の認定が問題とされた過去の事件については、その後、むしろ捜査のあり方に問題があったことが明らかにされています。非行事実の適正な認定のためには、後述するとおり、捜査段階の改革と少年審判における適正手続の保障こそが重要なのです。

4 観護措置期間の上限を最大8週間まで延長した点は、従来の最大4週間という規定に戻すべきです。

非行事実には争いがある事件であっても、4週間で審理することは十分に可能ですし、観護措置の取消によっても対応できます。長期間の身体拘束は、成長発達途上にある少年の精神面に悪影響を与え、社会復帰を困難にしてしまう危険性が少なくありません。国連の子どもの権利委員会も、審判決定前の身体拘束期間が延長されたことに懸念を表明し、身体拘束に代わる措置の利用の強化・増加を勧告しています。

- 5 被害者への配慮規定（事件記録の謄写・閲覧，意見の聴取等）はいずれも存続させ，制度の周知や利用を保障する情報提供をはかるべきです。

さらに，被害者の保護を充実させるため，被害者の損害回復・経済的支援や，被害者の精神的・身体的被害の回復・防止への取組を進め，公費による被害者支援弁護士制度も積極的に導入する方向で検討すべきですが，少年審判について被害者一般の傍聴を認めることには反対です。

少年犯罪被害者への施策として，権利性を明確にした「犯罪被害補償制度」の確立，適切な保健医療・福祉サービスの提供，被害者の安全保護などが重要です。これらによる適切な保護を受けるためにも，法律専門家たる弁護士の支援が不可欠です。

被害者等による少年審判の傍聴については，プライバシーに関わる事柄が審判廷で明らかにされにくくなり適正な処分が行えなくなること，少年が自らの非行について心を開いて供述することが困難になること，などの問題が生じるおそれがあり，被害者一般に傍聴を認めることには反対です。

- 6 検察官の審判関与を前提しない国選付添人制度を実現し，必要的弁護事件で身体拘束を受けた少年に対する国選付添人制度を早急に制度化すべきです。

現行の国選付添人制度（法2条の3）は，非行事実を争う事件に限定されており，少年に対する付添人選任権の保障としては極めて不十分です。現在，少年が観護措置決定を受けた場合に家庭裁判所が職権で付添人を選任できる案も検討されていますが，なお対象事件が限定されています。2009（平成21）年には被疑者国選弁護の対象が必要的弁護事件にまで拡大されることから，これに対応する国選付添人制度を早急に制度化する必要があります。

○ 新たに検討すべき項目

- 1 少年事件の捜査を改革し，少年被疑者の国選弁護人請求権を実効化させ，捜査過程を可視化するとともに，少年の身体を拘束する要件を厳格化するなど，少年の特性に配慮した規定を設けるべきです。
- 2 少年審判における適正手続を保障するため，少年側の証人尋問請求に原則として権利性を認め，違法な勾留や保護者・弁護人の立会要求を認めない状況のもとで作成された自白調書を証拠から排除することなどを規定すべきです。
- 3 少年が刑事裁判を受ける機会が増加していることから，少年を被告人とする刑事裁判について，裁判所に少年の特性や能力に配慮した手続を求める規定を設けるとともに，少年の勾留場所を原則として少年鑑別所とすること，少年の情操等を配慮して裁判所が審理の公開を制限しうること，などの規定を設けるべきです。